

平成 1 9 年度公共事業の評価に関する意見書

平成 2 0 年 1 月 2 8 日

京都市公共事業評価委員会

平成 20 年 1 月 28 日

京都市長 梶本 頼兼 様

京都市公共事業評価委員会

委員長 嘉門 雅史

平成 19 年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 12 月 25 日に設置された。本委員会は、平成 10 年度から 18 年度までの間に 88 事業に対して審議を行い、意見を述べた。本年度は、平成 19 年 11 月 7 日までに、再評価の対象となった 10 事業と本年度から導入した事後評価の対象である 5 事業について、3 回の委員会審議と現地視察を行った。

審議の結果、本委員会の意見を、下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として評価を進めるとともに、公共事業の推進に当たっては、関係者の合意形成並びに効率性及び実施過程の透明性の向上に一層努めるよう求めるものである。

記

1 本委員会における審議経過

今年度は、別紙 1 の補助事業 9 事業、単独事業 1 事業が再評価の対象となり、別紙 2 の補助事業 4 事業、単独事業 1 事業が事後評価の対象となった。

再評価対象事業の 10 事業については、平成 14 年度に再評価を行い、本委員会において「事業継続」は妥当であると判断した事業であるが、再評価実施後 5 年間を経過した今年度も、まだ継続中であることから再々評価を行った。

また、事後評価対象事業の５事業については、再評価を実施した事業のうち、平成１５年度に完了した２事業、平成１６年度、１７年度、１８年度に完了したそれぞれ１事業について事後評価を行った。

本委員会は、京都市から各事業の内容と対応方針（案）の説明を受け、その妥当性について詳細に審議を行い、その結果を取りまとめた。

なお、平成１０年度から１７年度までに再評価を行い現在も継続中である別紙３の３５事業について、平成１８年度までの実績等の報告を受け、そのうち２事業について抽出を行い、事業進捗の確認を行った。平成１８年度以後に再評価を行った事業についても、引き続き報告を受ける予定である。

２ 全体についての意見

再評価対象事業の１０事業については、審議の結果、事業を継続することが妥当であると判断した。いずれの事業も、市民生活の向上や安全性の確保の上から、早期の完成が望まれる。

また、事後評価の対象となった５事業については、事業効果が発現し、目的が達成されていることから、京都市の対応方針（案）が妥当であると判断した。

なお、公共事業はそれぞれの単独事業だけで成り立っているのではなく、いくつかの事業が密接に関係したうえで成り立っている。

事後評価を行うに当たり、関連する事業やその影響などをどこまで評価するのか対象範囲を明確にするとともに、関連事業の影響を評価するための指標の検討、事業効果を定量化する手法や事業効果を示す指標の設定など引き続き検討が必要である。

また、事業効果を検証するために予算を確保するのは困難であると思われるが、評価結果を今後の事業に生かしていくためには、必要な予算を確保し、より多くのデータを収集するよう努力していただきたい。

3 個別事業に対する意見

< 再評価 >

(1) 街路事業 伏見向日町線

本事業は、京都市西部地域における交通渋滞を解消するとともに、生活道路に流入する通過交通を処理することにより、周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため、現在整備中である外環状線や中山石見線等との連携により、幹線街路網の形成を図るものである。

用地買収に時間を要していたが、既に用地の買収率が 98% に達するとともに、広域交通体系のアクセスを強化するため、関連事業と進ちょくを併せて着実に整備する必要があることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(2) 街路事業 中山石見線

本事業は、京都市西部地域における交通渋滞を解消するとともに、生活道路に流入する通過交通を処理することにより、周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため、現在整備中である外環状線や伏見向日町線等との連携により、幹線街路網の形成を図るものである。

用地買収に時間を要していたが、既に用地の買収率が 94% に達するとともに、広域交通体系のアクセスを強化するため、関連事業と進ちょくを併せて着実に整備する必要があることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(3) 街路事業 御陵六地藏線（第三工区）

本事業は、京都市東部地域における道路交通の円滑化をはかるとともに、周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため、京都市東部地域の三条通、西野山大宅線、外環状線などの主要幹線道路を南北に結ぶ幹線道路のうち第三工区を整備するものである。

平成 8 年度に行われた国の補助重点化の影響により、関連する第二工区に予算を集中させたために、事業の進ちょくが遅れていたが

平成１７年度には第二工区が完了し、今後は本事業の用地買収を順次進めていく見通しが立っていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

（４）街路事業 ・ ・ ２５鴨川東岸線（第一工区）

本事業は、京都市南部地域における道路交通の円滑化をはかるとともに、周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため、京都高速道路「新十条通」と都心部を結ぶアクセス道路として、鴨川東岸線の中央橋から十条通までを整備するものである。

用地買収に時間を要していたが既に用地買収は完了しており、また、工事もほぼ完了し暫定供用されるなど事業は着実に進ちょくしている。残事業は関連事業である第二工区との取合部の工事だけであり、今後は第二工区の進ちょく状況に併せて整備をしていくことから「事業継続」は妥当であると判断した。

（５）河川事業 西野山川

本事業は、近年、市街化が急速に進んだことから、雨水の流出量が増加し、流域の治水安全度が低下しているため、西野山川の支川と本川の間にしょうすいる捷水路（ショートカット水路）を新設することにより、流域の治水安全度の向上を図るものである。

西野山川は平成１６年に浸水被害が発生しており、治水効果の早期発現が必要である。また、難航していた用地買収についても地権者から一定の理解を得て、用地測量に着手するなど事業が進ちょくしていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

（６）河川事業 西高瀬川（有栖川工区）

本事業は、近年市街化が急速に進んだことから、雨水の流出量が増加し、流域の治水安全度が低下しているため、河川を改修し流域の治水安全度の向上を図るものである。

この地域は都市化が進み、雨天時の出水が著しいことから、早期

に河川を改修する必要があるため、「事業継続」は妥当であると判断した。

今後は事業計画の見直しや工夫を重ね、事業の早期完成を目指していただきたい。

(7) 河川事業 善峰川

本事業は、河川断面が不足し、また、丘陵地帯を流れているため随所に屈曲箇所が存在することから、河川の拡幅や平面線形の改良を行い、流域の地水安全度の向上を図るものである。

事業の遅れの原因となっていた訴訟問題も解決し、現在では鋭意施工中であることから「事業継続」は妥当であると判断した。

なお、自然環境に配慮した事業計画であるが、景観の保全や護岸こう配の見直しなどの検討を重ね、更に配慮していただきたい。

(8) 都市公園事業 宝が池公園（広域）

本事業は、都市防災や自然教育、憩い、スポーツ・レクリエーションなど多様な機能を有する広域公園として、自然環境を生かしながら整備を進めている。

宝が池公園は整備区域が広大なため、完了までに多くの時間が必要であるが、区域をエリア分けして集中的に整備しており、「新・子どもの楽園」の平成 19 年度完成を目指すなど、事業が着実に進ちょくしていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(9) 住宅市街地総合整備事業 東九条地区

本事業は、老朽住宅の密集などにより、地域の防災性や居住水準が低いことから、地域全体の住環境の向上を図るための整備を行っている。

地域内人口の減少など、地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 18 年度に事業計画の変更を行っている。また、用地買収の難航から事業の進ちょくが遅れていたが、従前居住者の移転先住宅であるコミュニティ住宅の整備が完了し、今後は買収が順調に進

む見込みであることから「事業継続」は妥当であると判断した。

なお，複数の局にまたがる公共施設の整備については，それぞれが横断的に協力するなど柔軟に対応していただきたい。

(10) 土地区画整理事業 洛北第三地区

本事業は，市街地周辺の無秩序な市街化を抑制し，自然・歴史的景観と調和した良好な市街地形成を図るため，幡枝葵森線，幡枝中通を始めとした道路や水路，公園などの公共施設の整備改善を行い宅地の利用増進を図るものである。

移転補償物件の協議に期間を要していたが，平成18年度には協議がまとまるなど事業が順調に進ちょくしていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

< 事後評価 >

(1) 街路事業 7・7・102 山陰線側道北線

本事業は，ＪＲ山陰本線二条駅～花園駅間の連続立体交差化事業の一環として，鉄道高架に伴い，良好な住居環境を保全すべき地域に対して，環境上必要な空間を確保し，地域住民の生活環境の向上を図るため側道を整備するものである。

本事業により，開放的な空間形成と歩行者の安全性の確保，環境への配慮が図れたことから，京都市の「対応方針」は妥当であると判断した。

(2) 街路事業 7・7・103 近鉄東側道

本事業は，近鉄京都線東寺駅～竹田駅間の連続立体交差化事業の一環として，鉄道高架に伴い，良好な住居環境を保全すべき地域に対して，環境上必要な空間を確保し，地域住民の生活環境の向上を図るため側道を整備するものである。

本事業により，開放的な空間形成と歩行者の安全性の確保，環境への配慮が図れたことから，京都市の「対応方針」は妥当であると判断した。

(3) 街路事業 葛野大路（山ノ内工区）

本事業は，京都市西部地域における道路交通の円滑化を図るとともに，周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため，南区吉祥院と右京区花園を結ぶ南北幹線道路である葛野大路のうち，四条通から御池通までの整備を行ったものである。

本事業により，周辺道路の渋滞が一部解消し，市街地中心部へ向かうアクセス時間が短縮するとともに安全で快適な歩行空間が確保されるなど，道路整備による効果が発現されていることから，京都市の「対応方針」は妥当であると判断した。

(4) 街路事業 御陵六地藏線 (第二工区)

本事業は、京都市東部地域における道路交通の円滑化を図るとともに、周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため、山科区御陵と伏見区桃山を結ぶ南北幹線道路である御陵六地藏線のうち、西野山大宅線から川田道までの整備を行ったものである。

本事業により、既存道路の交通量が減少し、歩行者などの安全性が向上するなど、道路整備による効果が発現されていることから、京都市の「対応方針」は妥当であると判断した。

(5) 街路事業 幡枝葵森線

本事業は、京都市北部地域における道路交通の円滑化を図るとともに、周辺地域における安全で快適な道路交通の確保と地域の活性化を図るため、左京区岩倉と北区上賀茂を結ぶ幹線道路である幡枝葵森線のうち、頼光橋付近から府道京都広河原美山線までの整備を行ったものである。

本事業により、円滑な自動車交通の確保、アクセス所要時間の短縮、安全で快適な歩行空間の確保など、道路整備による効果が発現されていることから、京都市の「対応方針」は妥当であると判断した。

平成 19 年度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業

再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業

社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	補 単 *	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	経過 年数	事業 進捗 率 **	審議結果
街路事業	1	補	伏見向日町線	延長 L=1,104m 幅員 W=32m	H5		15	75	「事業継続」 は妥当である。
	2	補	中山石見線	延長 L=1,059m 幅員 W=25m	H5		15	57	「事業継続」 は妥当である。
	3	単	御陵六地藏線 (第三工区)	延長 L=632m 幅員 W=15m	H4		16	22	「事業継続」 は妥当である。
	4	補	・ ・ 2 5 鴨川東岸線 (第一工区)	延長 L=512m 幅員 W=32m	H5		15	99	「事業継続」 は妥当である。
河川事業	5	補	西野山川	延長 L=635m 幅員 W=8.2m	H5		15	84	「事業継続」 は妥当である。
	6	補	西高瀬川 (有栖川工区)	延長 L=560m 幅員 W=20m	H5		15	47	「事業継続」 は妥当である。
	7	補	善峰川	延長 L=2,100m 幅員 W=35m	S63		20	58	「事業継続」 は妥当である。
都市公園事業	8	補	宝が池公園(広域)	面積 A=128.9ha	S49		34	57	「事業継続」 は妥当である。
総合整備事業 住宅市街地	9	補	東九条地区	面積 A=9.43ha	H5		15	36	「事業継続」 は妥当である。
土地区画 整理事業	10	補	洛北第三地区	面積 A=32.1ha	H5		15	71	「事業継続」 は妥当である。

* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

* * 事業進捗率は平成 18 年度末の予算執行額の全体事業費における割合を示す。

平成 1 9 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設設備事業にあっては、事業完了後 7 年以内）の事業
市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	補 単 *	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	完了 年度	審議結果
街 路 事 業	1	補	7・7・102 山陰線側道北線	延長 L=1,168m 幅員 W=6m	S59		H15	「対応方針」 は妥当である。
	2	補	7・7・103 近鉄東側道	延長 L=440m 幅員 W=6m	H2		H15	「対応方針」 は妥当である。
	3	補	葛野大路	延長 L=795m 幅員 W=27m	H2		H16	「対応方針」 は妥当である。
	4	単	御陵六地藏線 (第二工区)	延長 L=421m 幅員 W=15～18m	H3		H17	「対応方針」 は妥当である。
	5	補	幡枝葵森線	延長 L=746m 幅員 W=12～14m	H3		H18	「対応方針」 は妥当である。

* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

平成 19 年度 フォローアップ対象事業一覧表

再 評 価 実 施 年 度	補助単独	種 別	番号	事 業 名	備 考
平成 17 年度	国庫補助事業	街 路 事 業	1	幡枝葵森線	完了
	京都市単独事業		2	国鉄嵯峨駅北通	
			3	山陰街道	抽出**
	国庫補助事業		4	向日町上鳥羽線（第二工区）	
			5	深草疏水通	
	京都市単独事業	道 路 事 業	6	主要地方道大原花背線 （北部周辺地域整備事業）	抽出**
		土 地区画整理事業	7	伏見西部第二地区	完了
			8	上鳥羽南部地区	
			9	竹田地区	
	国庫補助事業	廃棄物処理施設整備事業	1 0	北部クリーンセンター 建替え整備事業	完了
平成 16 年度	国庫補助事業	道 路 事 業	1	一般国道 4 7 7 号(大布施拡幅)	
			2	宝が池通(狐坂工区)	
	京都市単独事業	街 路 事 業	3	向日町上鳥羽線	
			4	葛野西通	
			5	大原通	
			6	新十条通(伏見工区)	
			7	新十条通(山科工区)	
	国庫補助事業	河 川 事 業	8	新川	
			9	旧安祥寺川	
	京都市単独事業	土 地区画整理事業	1 0	洛北第二地区	
平成 15 年度	京都市単独事業	都市公園事業	1	桂川緑地久我橋東詰公園整備	
	国庫補助事業	土 地区画整理事業	2	二条駅地区	
			3	伏見西部第三地区	
			4	伏見西部第四地区	
		街 路 事 業	5	深草大津線	
		河 川 事 業	7	白川（分水路）	
		住宅地区改良事業	8	崇仁北部第三地区	
			9	崇仁北部第四地区	
平成 10 年度	京都市単独事業	街 路 事 業	8	・ ・ 1 8 十条通	
	国庫補助事業	単独公共下水道事業	1 3	鳥羽処理区	
			1 4	吉祥院処理区	
			1 5	伏見処理区	
			1 6	山科処理区	
	公共下水道事業	1 7	桂川右岸流域関連		
		1 8	木津川流域関連		

* 下水道事業の進捗率は、下水道管(汚水管)の人口普及率を示す。

** 抽出とはフォローアップ対象事業のうち第 1 回委員会において説明した事業を示す。

参 考 資 料

- 1 京都市公共事業評価委員会委員名簿
- 2 京都市公共事業評価委員会審議日程

1 京都市公共事業評価委員会委員名簿（平成19年4月1日～）

（敬称略，五十音順）

副委員長	伊多波 良雄	同志社大学経済学部教授
	岩崎 義一	大阪工業大学工学部教授
委員長	嘉門 雅史	京都大学大学院地球環境学堂長
	小伊藤 亜希子	大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授
	須藤 陽子	立命館大学法学部教授
	塚本 眞理	京都商工会議所女性会理事
	藤井 昭三	京都新聞社論説委員
	三好 悦子	京都市地域女性連合会常任委員

2 京都市公共事業評価委員会審議日程

区 分	開催年月日	審 議 内 容
第1回	平成19年7月11日	・平成19年度フォローアップ対象事業の報告 ・平成19年度再評価対象事業の 事業概要及び対応方針（案）の説明 ・平成19年度再評価対象事業の審議
第2回	平成19年8月28日	・平成19年度再評価対象事業の審議
第3回	平成19年11月7日	・平成19年度事後評価対象事業の審議